

熱海市 糸川遊歩道ライトアップ等整備事業企画・設計業務

公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本市では、国内外からの来訪者、中長期滞在者、市域居住者など従来の観光客を含む多様な人の交流により市域の賑わいが創出されることを目指し、平成30年3月に「熱海港湾エリア賑わい創出整備計画（案）」（以下、「整備計画（案）」）を策定しました。

一方、本業務の対象地となる糸川遊歩道については、「観光地エリア景観計画（糸川・初川周辺エリア）」（以下、「景観計画（糸川）」）を令和元年6月に策定し、地域特性と景観づくりを進める方向性について整理したところです。

本業務は、整備計画（案）の具現化へ向けた事業の1つとして、また、景観計画（糸川）を踏まえた上で、糸川遊歩道の通年ライトアップ（*注1）及び遊歩道修景整備について、デザイン計画及び設計を委託するものです。

「夜の賑わいコンテンツの強化」や「ゆっくり散策できる道の整備」を進め、新たな観光スポットとして多くの人から注目され、多様な人の滞在時間の延伸と新たな観光需要の創出を図り、観光消費の拡大を促進することを目的とします。

この要領は、本業務の受託事業者を選定するにあたり、本業務についての企画提案を広く募集し、業務履行に最も適した事業者をプロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものです。

*注1「ライトアップ」は、提案者のイメージでイルミネーションの設置に変更する箇所があっても構わないものとします。

2 業務の概要

(1) 業務名

熱海市 糸川遊歩道ライトアップ等整備事業企画・設計業務

(2) 委託期間

契約締結の日の翌日から令和4年3月31日まで

(3) 業務内容

委託業務の内容は、別紙「熱海市 糸川遊歩道ライトアップ等整備事業企画・設計業務仕様書」による。

(4) 業務内容（特記事項）

全体構想については、昼夜における景観的な配慮を必要とし、ライトアップについては、新たな観光スポットとして多くの人から注目されることを目的の最重要項目として捉えているため、これまでの事業者としての枠組みを超えた「新たな組合せ・新た

な発想（今回の提案の趣旨に合ったデザイナーを新たに雇用するなど）」を求めています。

(5) 業務委託費上限額

10,000千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※契約にあたっては、受託者からの見積価格を参考に決定します。

※委託料の算定にあたっては、消費税及び地方消費税の税率を10%として算出してください。

※委託業務の成果物を基に本市が別発注する工事は、令和3年10月ごろから令和6年3月までとし、全体工事費は概算で90,000千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）を想定しています。この金額以内となるよう本業務を設計してください。

3 参加資格

このプロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たす法人とします。ただし、複数の法人の連合体での参加はできませんが、デザイナーやアドバイザー等を新たに雇うことなど、業務に必要な配置を実施することは認めます。また、6及び7に掲げる提出期限内に各種提出書類の提出をしない者は、プロポーザルに参加することができません。

- (1) 熱海市建設工事等の請負に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成6年熱海市告示第35号）に基づく競争入札参加資格の認定を受けている者で、業種「測量・建設コンサルタント」に登録があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく熱海市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) このプロポーザル方式実施の公告の日から委託先候補者を選定するまでの間に、熱海市からの受注業務に関し、指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条

に規定する暴力団または暴力団の構成員もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下でない事業者であること。

4 熱海市 糸川遊歩道ライトアップ等整備事業企画・設計業務選定委員会の設置

- (1) 委託先候補者を選定するため、本市職員ほか外部委員で構成する熱海市 糸川遊歩道ライトアップ等整備事業企画・設計業務選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。
- (2) 選定委員会は次に掲げる事項を所掌する。
 - ① 事業者の企画提案の審査に関すること。
 - ② 事業者の選定に関すること。

5 企画提案の方法

- (1) 選定委員会に対する企画提案のプレゼンテーションを実施する。
- (2) 選定委員会が企画提案を審査し、総合的に評価のうえ、最優秀企画提案者を委託先候補者として選定する。
- (3) 応募者が多数の場合は、企画提案書の提出後であっても選定委員会に諮り、書類審査による提案者の選考を実施することがある。

6 プロポーザル参加申込について

- (1) 提出書類
 - ① 参加申込書（様式1）
 - ② 業務実施体制（様式2）

配置予定の業務責任者、業務担当者について必要事項を記載すること。また、アドバイザーを配置する場合は、その者について必要事項を記載すること。

また、記載する実績が確認できる書類（契約相手方及び業務内容がわかる契約書や仕様書等の写し）を添付すること。
 - ③ 企業概要（様式3）

必要事項を記載のうえ、下記の書類を添付すること。

 - ・代表者等を証明する書類（登記事項証明書・写し可）
 - ・印鑑証明書（法務局で発行・写し可）
 - ・使用印鑑届（様式4）
 - ④ 誓約書（様式5）

- (2) 提出期限 令和3年6月24日（木）午後4時まで
- (3) 提出先 事務局（下記「12 問合せ先」のとおり）
- (4) 提出方法 持参（土・日を除く午前8時30分から午後5時まで）または郵送とする。

7 企画提案の応募方法について

(1) 提出書類について

提出書類（※下記の①～⑤を合わせたものを提案書一式とする）

① 提案書（鑑）（様式6）

所定の様式にて提出すること。

② 業務責任者等について（様式7-1～7-3）

過去10年間（平成23年度以降）における、公共施設又は公共空間の演出照明に係る業務実績を記載すること。また、今回の提案趣旨に合ったデザイナーを新たに採用した場合に雇用情報等を記載すること。2件以上の実績を記載する場合、複数枚にわたって記載すること。実績を有しない者に関しては、「業務概要」欄に、その旨を記載のうえ提出すること。

（様式7-1）業務責任者について

（様式7-2）業務担当者について

（様式7-3）アドバイザーについて（配置する場合のみ提出）

③ 参考見積書（様式8）

本業務における参考見積書を作成すること。

④ 実施方針（様式自由）

別紙「仕様書」を踏まえた内容を記載すること。

・デザイン（パース）は昼・夜の2種類を作成すること。

⑤ プレゼンテーション出席報告書（様式9）

⑥ 提出期限 令和3年7月9日（金）正午まで

⑦ 提出方法 持参（土・日を除く午前8時30分から午後5時まで）または郵送とする。なお、郵送の場合は、提出期限までの必着とし、到着の有無について提出先へ確認のこと。

⑧ 提出先 事務局（下記「12 問合せ先」のとおり）

⑨ 提出部数 14部（原本1部＋写し13部）

⑩ その他

- ・書類の提出後において、記載された内容の追加及び変更は認めない。
- ・書類に虚偽の記載を行った場合は、応募を無効とする。
- ・書類一式の提出が期限に間に合わなかった場合、失格とする。
- ・応募書類の作成及び応募に係る費用は提案者の負担とする。
- ・本業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。ただし、熱海市の承諾を得た場合は、この限りではない。なお、熱海市の承諾を経て、第三者に本件業務を委託する場合は、本契約で自己が負う義務と同等の義務を当該第三者に課すものとし、かつ当該第三者が当該義務に違反したときは、受託者が全ての責任を負うものとする。
- ・応募書類については、当該提案者に対して無断で二次的な使用は行わない。
- ・契約履行過程で生じた製作物の著作権は、熱海市に帰属する。
- ・事業内容の詳細については、契約予定者を特定した後、協議により変更する場合がある。

8 質問及び回答

(1) 質問方法・期限

本プロポーザルに関する質問は、WORD または EXCEL により電子メールにて提出すること。なお、電子メール以外の手段による質問は受け付けない。

文書には貴社の担当窓口の部署、担当者氏名、電話番号、ファックス番号、メールアドレスを併記すること。

また、送信した際は、問合せ先（担当者）まで送信した旨の連絡を電話にて行い、質問が受信されたことの確認を行うこと。

【提出先アドレス】 somuyochi@city.atami.shizuoka.jp

【提出期限】 令和3年6月10日（木）正午受信分まで

(2) 回答

全ての質問と回答について、6月17日（木）までに市ホームページに掲載する。

9 企画提案（選定委員会）について

(1) 日時 令和3年7月29日（木）10：00～（予定）

(2) 場所 熱海市役所 第1庁舎4階第1会議室

(3) 説明順序 提案書類の受付順とする。

(4) 実施方法 持ち時間は1者につき45分以内とする。うち説明時間は20分以内とし、

企画書についての説明を行った後、質疑応答を行う。

- (5) 評価点 選定委員会が企画提案を「10 審査（選定）基準について」により審査し、提案内容により選定委員ごとに採点する。
- (6) 総合点数 各選定委員の評価点のうち最高点と最低点を付した選定委員の評価点を除外し、残りの選定委員の評価点を合計した点数を「総合点数」とする。
- (7) 「総合点数」の最も高い者を選定委員会の合議の上、最優秀企画提案者として選定する。
- (8) 評価点の合計が同点となる者が2者以上あるときは、選定委員会の合議により順位を決定する。
- (9) 応募者が1者の場合でも、審査は実施するものとし、別に定める一定水準を満たした企画提案がない場合は、該当なしとする場合がある。
- (10) その他 会場にプロジェクターとスクリーンを準備するが、パソコンその他必要なものは、提案者が持参することとする。スクリーンの代用としてモニターを使用することも可とする。
- (11) 県外からのプレゼンテーション等への出席については、可とする。

ただし、今後、緊急事態宣言の発令などにより静岡県及び熱海市新型コロナウイルス感染症対策本部から県境を越える移動等に関し要請があり、県外からの出席の可否について取扱いが変更となった場合は、速やかに連絡する。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、インターネット回線等を使用したテレビ電話、または音声通話による対応を取る場合、回線利用料や機器に係る費用については、提案者で負担すること。

10 審査（選定）基準について

次頁に示す熱海市 糸川遊歩道ライトアップ等整備事業企画・設計業務 審査基準表による。

熱海市 糸川遊歩道ライトアップ等整備事業企画・設計業務 審査基準表

①実施方針				
	評価項目	評価基準	参考	配点
実施 方針	全体コンセプト (共通項目)	業務目的、内容を理解し、年間を通した誘客につながる実現性が高い提案がなされ、これからの可能性を表現したコンセプトになっている。 A：極めて高い B：やや高い C：標準 D：やや低い E：低い	仕様書P2(1) ①全体コンセプト (うち④を除く)	A：20 B：15 C：10 D：5 E：0
	景観的な配慮 (共通項目)	照明器具・照明柱の設置、その他修景整備について景観的に配慮し、昼夜ともに見て美しいデザインとなっているか。 A：極めて高い B：やや高い C：標準 D：やや低い E：低い	仕様書P2(1) ①全体コンセプト (うち④のみ)	A：10 B：7 C：5 D：3 E：0
	デザイン性 (ライトアップ)	景観計画(糸川)や「熱海らしさ」を意識しながらも、新たな観光スポットとしてインスタ映えスポットとなるようなデザインとなっているか。 A：極めて高い B：やや高い C：標準 D：やや低い E：低い	仕様書P2(1) ②ライトアップデザ イン方針 (うち①～⑤)	A：20 B：15 C：10 D：5 E：0
	安全性・照明環境 (ライトアップ)	器具の設置に対する安全対策を確保し、人にやさしく快適な夜間の照明環境の創出のため、光の質の向上に配慮した提案となっているか。 A：極めて高い B：やや高い C：標準 D：やや低い E：低い	仕様書P2(1) ②ライトアップデザ イン方針 (うち⑥)	A：10 B：7 C：5 D：3 E：0
	維持管理・保証 (ライトアップ)	適正なエネルギー使用を心掛け、器具の保証や維持管理費用について低廉となるよう配慮しているか。防水性に考慮し、複数年の使用ができる器具であるか。不具合発生時に対して、対応策を考えた提案となっているか。 A：極めて高い B：やや高い C：標準 D：やや低い E：低い	仕様書P2(1) ②ライトアップデザ イン方針 (うち⑦～⑨)	A：10 B：7 C：5 D：3 E：0
	魅力創出 (修景デザイン)	昼も夜も見て美しい、歩きやすい、歩きたくなる遊歩道のデザインになっているか。 A：極めて高い B：やや高い C：標準 D：やや低い E：低い	仕様書P3③、④	A：20 B：15 C：10 D：5 E：0
小 計				90
②経済性				
	評価項目	評価基準		配点
	経済性	提案された見積額を基に、以下の方法で評価する。 「応募者の内、最も低い見積額」÷「提案された見積額」×10点= 評価点 ※評価点は少数第1位を四捨五入		10
③合計				
		評価基準		配点
		①実施方針 ②経済性	／90 ／10	100

1 1 選定結果及び契約について

- (1) 全ての提案者に対して、8月2日（月）の午後4時までプロポーザル参加者全員に電子メールにて通知する。
- (2) 審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申立ては受け付けないものとする。
- (3) 審査結果に基づき、委託先候補者と業務内容に係る仕様書等の調整を行い、業務内容の確定後に随意契約を締結する。企画書の提出期限後に委託先候補者が参加資格条件に該当しなくなった場合、又は辞退を申し出た場合は、次順位の者と契約を締結することができる。

1 2 問合せ先

熱海市 観光建設部 都市整備課 総務用地室

所在地 〒413-8550 静岡県熱海市中央町1番1号

TEL 0557-86-6410（直通）

FAX 0557-86-6429

メールアドレス somuyochi@city.atami.shizuoka.jp